

令和6年度第1回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会  
次第

日時:令和6年7月22日(月)

午後1時から3時まで

会場:県立図書館2階 大研修室

1 あいさつ

2 議題

(1) 報告事項

ア 読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について

イ 読書バリアフリー推進に係る令和6年度の取組計画について

(2) 協議事項

ア 中間評価について

3 その他

## 令和6年度第1回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会

### 配布資料一覧

資料1 協議会委員一覧

資料2 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催要領

資料3-1 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会のこれまでの経緯

資料3-2 令和5年度協議会でいただいたご意見への対応状況

資料4-1 読書バリアフリー推進に係る令和5年度事業報告(鳥取県立図書館)

資料4-2 鳥取県立図書館電子書籍サービスの開始および利用状況について

資料5 令和5年度視覚障がい者等の読書バリアフリー環境整備促進事業の実施状況について  
(鳥取県障がい福祉課)

資料6 令和5年度読書バリアフリー環境整備推進事業について(鳥取県ライトハウス点字図書館)

資料7-1 読書バリアフリー推進に係る令和6年度の取組(鳥取県立図書館)

資料7-2 みんなが安心して通える図書館に!館内標示を考えるワークショップ

資料8 令和6年度視覚障がい者等の読書バリアフリー環境整備促進事業について  
(鳥取県障がい福祉課)

資料9 令和6年度読書バリアフリー環境整備推進事業について  
(鳥取県ライトハウス点字図書館)

資料10-1 中間評価について

資料10-2 鳥取県障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に係る中間評価

資料10-3 鳥取県障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画指標

資料10-4 「鳥取県障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を進めていった中で各方  
面からいただいたご意見

資料10-5 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

資料10-6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

## 資料1

## 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会 委員

R6.7.22現在

No.	区分	団体名	職名	委員氏名
1	学識経験者(議長)	日本図書館協会障害者サービス委員会	委員長	佐藤 聖一
		埼玉県立久喜図書館	司書主幹	
2	公立図書館・図書館行政	倉吉市立図書館	館長	田村 美香
3	点字図書館	社会福祉法人鳥取県ライトハウス 点字図書館	情報支援員	遠藤 崇仁 (新)
4	特別支援学校	鳥取県立鳥取盲学校	教諭	三橋 朋子
5		鳥取県立米子養護学校	教諭	黒田 里理 (新)
6	音訳・点訳実施団体	桑の実会	代表	小森 智恵美
7		音訳ボランティアグループありんこ	代表	廣谷 静枝
8	出版団体 (電子書籍)	株式会社 今井書店グループ	代表取締役社長	島 秀佳
9	身体障がい者団体	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	会長	山根 裕
10		鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会	副会長	藤原 美江子 (新)
11	発達障がい者団体	NPO法人鳥取県自閉症協会	理事	小松 しのぶ
12	視覚障がい者団体	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	会長	市川 正明
13	視覚障がい者団体 (ロービジョン)	鳥取県見えにくい人を考える会	副会長	谷口 慎二
14	高齢者団体	公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会	会長	岡森 裕(新)
15	障がい福祉行政	鳥取市福祉部障がい福祉課	課長	枠谷 承文 (新)

事務局	鳥取県教育委員会事務局 図書館
事務局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
事務局	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課
事務局	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

## 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、鳥取県の読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、事業等の評価や進行に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会（以下「関係者協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (意見を求める事項)

第2条 関係者協議会は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

### (構成員)

第3条 関係者協議会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから鳥取県立図書館長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

### (議長)

第4条 関係者協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は会議の進行を務めるものとし、議長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

### (会議)

第5条 関係者協議会は、鳥取県立図書館長が必要に応じて招集し、開催する。

2 鳥取県立図書館長は、必要があると認めるときは、関係者協議会に委員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 関係者協議会の庶務は、鳥取県立図書館において行う。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、関係者協議会の運営等に関する必要な事項は、鳥取県立図書館長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年9月13日から施行する。

## 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会のこれまでの経緯

年月日	内 容
R2.12.1	第1回鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会開催 ・鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画案について協議
R3.1.14	第2回鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会開催 ・鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）について
R3.1.22 ～ 2.12	パブリックコメント実施 意見数：54件（10名）
R3.3.3	第3回鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会開催 ・パブリックコメント結果、対応方針報告
R3.3	鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定 <u>基本的な方針</u> 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供 2 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
R4.1.25	鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催 ・読書バリアフリー推進に係る令和3年度の取組について ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について ・今後の電子化に向けた取組等について
R4.9.22	第1回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催 ・読書バリアフリー推進に係る令和3年度の取組について ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について
R5.2.14	第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催 ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組計画について
R5.8.25	第1回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催 ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について ・鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画における具体的な指標の評価について
R6.2.16	第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催 ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について ・読書バリアフリー推進に係る令和6年度の取組計画について ・中間評価に向けた取組の強化について ・来年度の関係者協議会委員の増員等について
R6.7.22	第1回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催 ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について ・読書バリアフリー推進に係る令和6年度の取組計画について ・中間評価について

## 令和5年度協議会でいただいたご意見への対応状況

### 1 計画の中間評価に関わるもの

#### (1) アクセシブルな資料(大活字本、点字資料)の所蔵数、貸出数の数え方について

意見 点字資料や大活字本のように1タイトルが分冊になっているものは、タイトル数で数えるか、冊数で数えるかで統計が大きく変わってくる。鳥取県立は冊数で数えているが、全国的にはタイトル数で数えている。評価指標にも関わってくる部分であるし、所蔵数・貸出数とも、冊数ではなくタイトル数で数えた方がよいのではないか。

対応 確認したところ、所蔵冊数・貸出冊数は当館図書館システムで算出できるが、タイトル数では出すことができず、別途集計作業が必要になることがわかった。他館の状況を把握するために、読書バリアフリー計画を単独で策定している他府県立図書館3館へ聞き取りを行ったところ、岡山県立図書館：所蔵冊数で集計、千葉県立図書館：タイトル数で集計(別途作業を実施)、大阪府立図書館：タイトル数で集計(別途作業を実施)という結果でまちまちであった。引き続き他館の情報収集を行い、評価等において計画の推進につながる数値となるよう中間評価の取りまとめに向けて検討したい。

#### (2) アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の指標について

意見 個人の再生機器が整備されれば、機器の貸出数は減少していく。機器の貸出数は追わなくてよいのではないか。

対応 計画改訂に向けて、指標となる数値の変更を含め検討する。

### 2 その他

#### (1) 委員の増員について

意見 高齢者団体やLD等専門員からも委員に入っていただいてはどうか。

対応 令和6年度から高齢者団体代表として鳥取県老人クラブ連合会に委員に入っていただいた。LD等専門員については、県の特別支援教育課と協議し、関連する議題等があった際に適宜参加してもらうことになった。また今後の連携についても確認し、LD等専門員連絡会で県立図書館の読書バリアフリーサービス説明を行った(4月)。

#### (2) 認知症の方等が利用しやすい図書館になるよう床にサインをつける取組について

資料7-2参照

#### (3) 会議資料のページ番号について

意見 会議資料を探しやすくするため、点字資料にもページを入れてほしい。

対応 今回から、点字資料全体の通しページ番号を付与した。また、会議時に進行役を設け、墨字版、点字版、音訳用テキスト版を対照し、ページ数を伝えることとした。